

警報発令・交通スト時における措置

1. 台風・風水害等非常時の場合の臨時休業について

★平常時

- (1) a 大雨警報 b 暴風警報 c 洪水警報 d 大雪(暴風雪)警報

上記の一つ以上が

(ア) 午前7時現在、「神戸市」に発令されているときは、自宅待機とし、午前10時までに警報が解除の場合は、当日午後の授業を行う。

(イ) 午前10時現在、なお警報が発令中の場合は、臨時休校とする。

(ウ) 神戸市に警報が発令されていなくても、居住地に上記の警報が発令されている場合は警報解除まで自宅待機とし、公欠扱いとする。

- (2) 登下校時に上記の警報が発令されたり、非常事態が発生したときは、その場の状況に応じて臨機の処置をとり、身の安全に十分留意する。

★休業時(長期休業中や土日、祝日)

- (1) a 大雨警報 b 暴風警報 c 洪水警報 d 大雪(暴風雪)警報

上記の一つ以上が午前7時現在、「神戸市」に発令されているときは、部活動や補習等が予定されていても登校しないで自宅待機とし、警報が解除された時点で、担当教員指示に従う。

★定期考査時

- (1) a 大雨警報 b 暴風警報 c 洪水警報 d 大雪(暴風雪)警報

上記の一つ以上が午前7時現在、「神戸市」、および隣接学区の「三木市、西宮市、三田市」のいずれかの地域に発令されているときは、臨時休校とし、該当の考査は原則、考査最終日の翌日(土・日・祝日は除く)に実施する。

2. 交通機関のスト対策

★平常時

原則として、午前7時現在、神戸電鉄がスト決行中の場合は自宅待機とし、

- (1) 午前10時までにストが解決した場合は、当日午後の授業を行う。

- (2) 午前10時現在でスト継続中の場合は臨時休業とする。

★定期考査時

原則として、午前7時現在、神戸電鉄がスト決行中または運休の場合は、臨時休校とし、該当の考査は原則、考査最終日の翌日(土・日・祝日は除く)に実施する。

なお、運行はしているが一部が区間途絶をしており、代行輸送がある場合は、生徒の集合状況を考慮して、開始時間を繰り下げて実施する等の措置を行う場合もある。